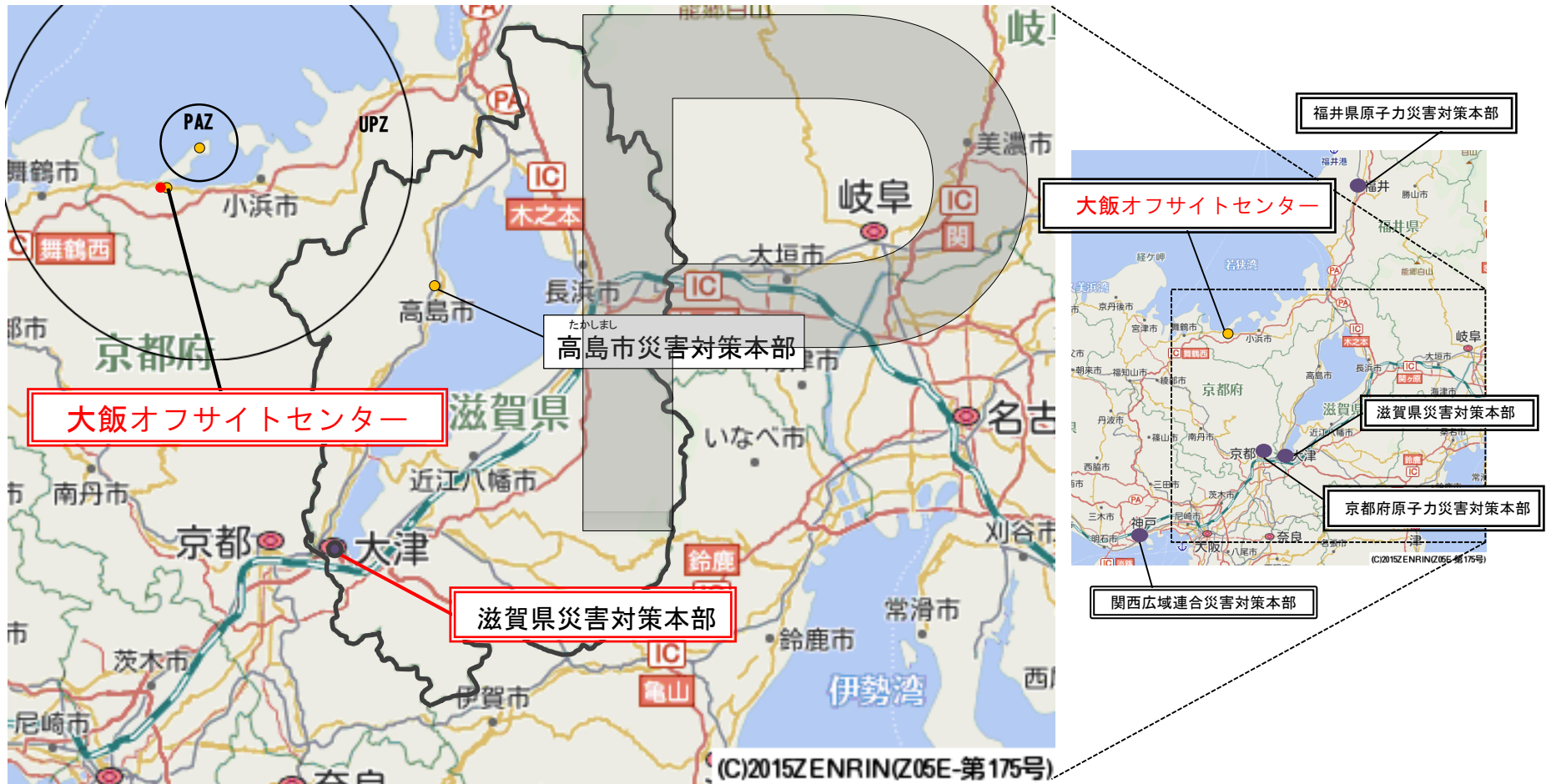


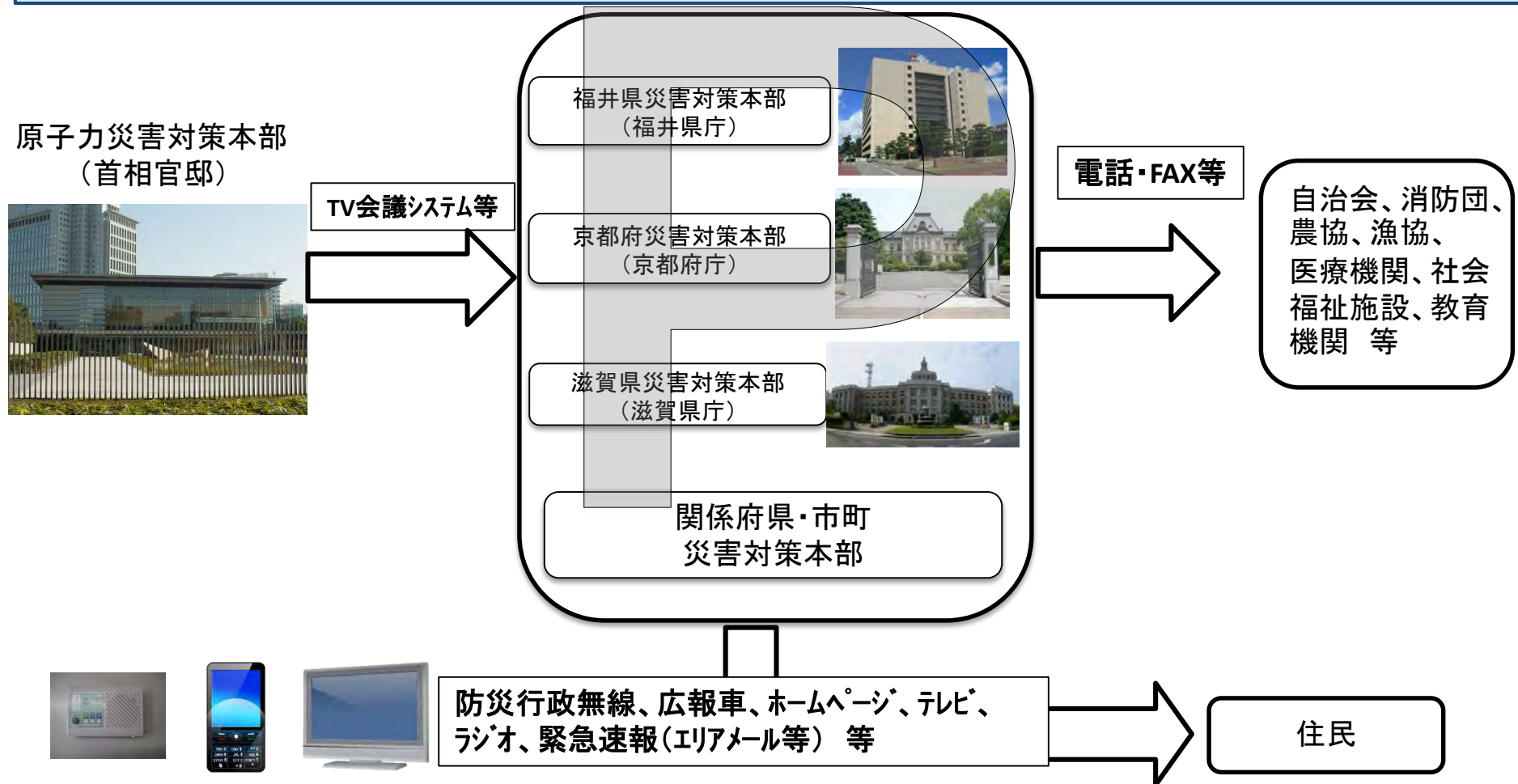
一時移転等に備えた関係者の対応（滋賀県）

- 全面緊急事態までに、滋賀県及び高島市は、災害対策本部を設置。
- 高島市は、職員配置表や職員の行動マニュアル等に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 滋賀県内のバス会社は、緊急時における輸送力確保の協力協定に基づき、滋賀県は高島市の要請に備えて、バスの派遣準備を開始。



一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、福井県、京都府、滋賀県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 福井県、京都府、滋賀県、関係市町・機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、医療機関、社会福祉施設、教育機関等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報(エリアメール等)、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して伝達。



福井県におけるUPZ内の医療機関・社会福祉施設の避難先

- 福井県では、大飯原発からUPZ内にある医療機関、社会福祉施設(49施設2,110人)については、PAZ内と同様、施設ごとの避難計画を作成し、避難先を確保。
- UPZ内にある全ての医療機関、社会福祉施設において個別の避難計画を策定済。
- 何らかの事情で、予め選定した避難先施設が使用できない場合には、福井県が受入先を調整。

UPZ内施設と避難先

施設区分		避難元施設		避難先施設	
		施設数	入所定員※1	受入施設数	受入可能人数
医療機関(病院・有床診療所)		8	822	11	822
社会福祉施設	介護保険施設等	24	1,042	69	1,042
	障害福祉サービス事業所等	17	246	16	246
	小計	41	1,288	85	1,288
合計		49	2,110	96	2,110

※1 医療機関については、入所定員と実入所者数に大きく隔たりがあるため、実入所者数を記載

※2 福井県のUPZ内には児童養護施設なし

福井県のUPZ内における在宅の避難行動要支援者の防護措置

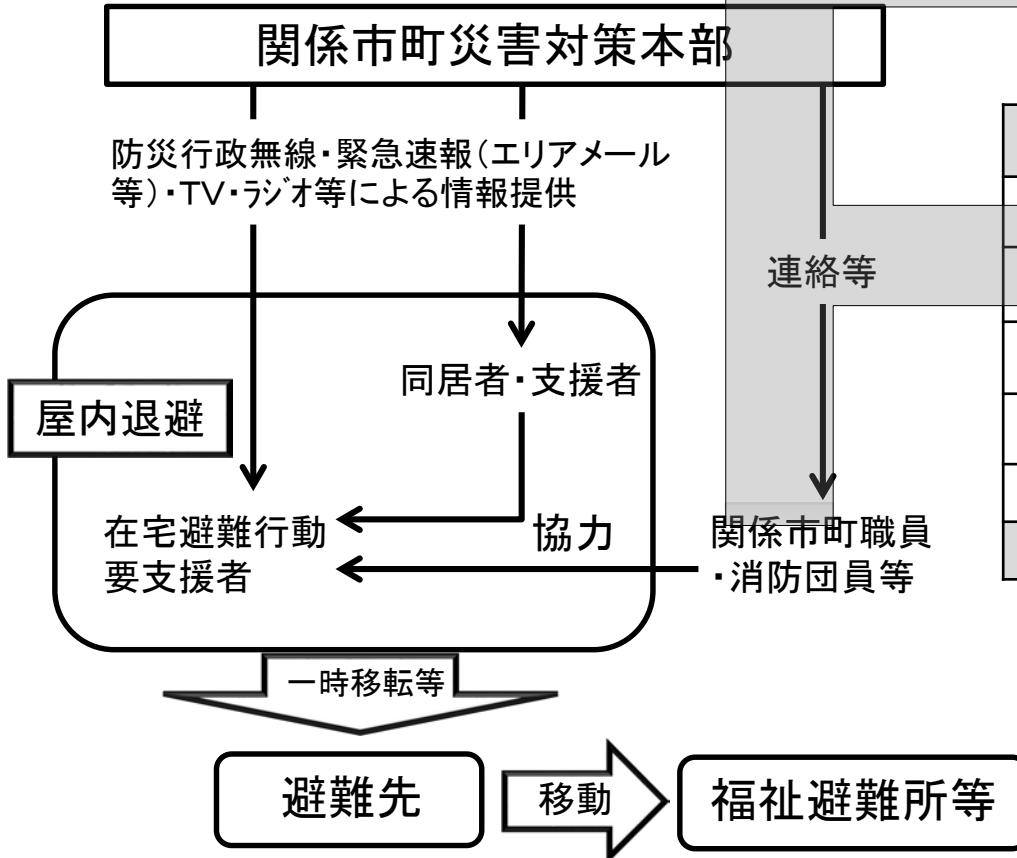
- 在宅の避難行動要支援者及び同居者並びに屋内退避や避難に協力してくれる支援者に対し、防災行政無線、緊急速報(エリアメール等)、TV、ラジオ等を用いて情報提供を行い、在宅の避難行動要支援者の屋内退避・一時移転等を実施。
- 連絡が通じない場合は、関係市町職員や消防団員等が、屋内退避・一時移転等の協力を実施予定。
- 一時移転等が必要となった在宅の避難行動要支援者は、関係市町が準備した避難先に一時移転等を行う。なお、介護ベッド等が必要な在宅の避難行動要支援者は福井県において関係機関と調整し避難先を確保。

UPZ内の在宅の避難行動要支援者数(暫定値)

	UPZ内
おい町	692(546)
<small>おまし</small> 小浜市	1,470(1,470)
<small>たかはまちよう</small> 高浜町	821(821)
<small>わかざちよう</small> 若狭町	258(258)
<small>みはまちよう</small> 美浜町	213(213)
合計	3,454(3,308)

※1 ()内は支援者有り

※2 支援者のいない者については、今後支援者を確保していく。また、支援者を確保できない場合においても、行政、自治会、消防団等の協力により屋内退避・一時移転等ができる体制を整備中。



福井県におけるUPZ内の学校・保育所等の防護措置

- 福井県では、警戒事態発生時に、UPZ内に位置する保育所・幼稚園、小学校及び中学校等毎に学校災害対策本部等を設置する。
- 全ての学校・保育所において個別避難計画を策定済みであり、全面緊急事態(屋内退避措置)となった場合、学校災害対策本部等では、あらかじめ作成するマニュアルに従って行動する。
- 関係市町災害対策本部や関係市町教育委員会等の指示に従い、学校等の対応(屋内退避)及び保護者の迎え等について保護者あてに連絡(メール配信等)する。
- 引き渡しができない児童等は、屋内退避を実施し、一時移転等の指示が出された場合は、職員とともに避難し、避難先において保護者に引き渡す。

